

# 川口市特定不妊治療費助成申請のためのチェックシート

参考としてご利用ください。提出の必要はありません。

※治療開始日(=治療期間の初日時点)に43歳未満のかたが対象です。43歳を超えて開始した治療は助成対象外です

提出書類		チェック欄
1 申請書兼請求書(様式第1号)【治療1回につき1枚必要】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療開始日(=治療期間の初日時点)に43歳未満でしたか?(43歳以上は助成対象外)</li> <li>・川口市の申請様式ですか?</li> <li>・未記入箇所はありませんか?(申請年月日、治療開始時の妻年齢など)</li> <li>・治療終了日が属する年度内の申請ですか?(原則、治療終了日から60日以内に申請。)</li> <li>・治療費の金額が正しく記入されていますか?</li> <li>・口座名義人は申請者の名義であり、川口市民の方ですか?(旧姓名義の口座は使用不可)</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
2 実施証明書(様式第2号の1または第2号の2)【治療1回につき1枚必要】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関名、所在地、主治医の記載がありますか?</li> <li>・氏名、治療期間、領収額は確認しましたか?</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
3 治療費の領収書・明細書【原本】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施証明書(様式第2号の1または第2号の2)に記載された治療期間内のものですか? *ご提出いただいた領収書は、申請受領の押印をし、市で写しを取ってから返却します。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
4 戸籍全部事項証明(戸籍謄本)【原本】 必要なかたのみ		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行から3か月以内のものですか?</li> <li>・川口市に初めての申請ですか?(以下のAまたはBに該当するかたで、AまたはBの申請時の婚姻関係が市の住民基本台帳で確認できる場合、省略可。但し、子を出生後に初めて申請をする場合を除く) A:平成30年3月末以前に、埼玉県南部保健所(旧川口保健所)の窓口にて特定不妊治療費助成金を申請済みのかた B:平成30年4月以降、川口市に特定不妊治療費助成金を申請するかたで、川口市早期不妊検査費・不育症検査費助成事業を申請済みのかた ※市内外に関わらず夫婦別世帯のかたは、申請のその都度提出が必要です。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
5 振込先の口座情報部分(通帳又はキャッシュカード)の写し ※申請ごとに必要です。(口座名義人の氏名が旧姓の場合は不可)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座情報は、申請者欄に記載されたかたの名義のものですか?</li> <li>・口座名義(カナ)、口座番号、店番号の記載がある部分のコピーですか?</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
6 住民票【原本】 必要な方のみ ※夫婦双方が川口市に住民登録がある場合は省略可。 ※夫婦の一方が市外在住の場合は、市外在住のかたの住民票が申請するその都度必要です。 同一年度内2回目以降は、1回目に受理した申請時の住所と変更がない場合は省略可。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行から3か月以内のものですか?</li> <li>・世帯全員のもので続柄の記載がありますか?</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
7 事実婚の方: 該当するかたのみ(提出書類についてはお問い合わせください。)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)【原本】は、夫・妻それぞれについてのものでしょうか?</li> <li>・「事実婚関係及び認知に関する申立書」に記名及び記載をしましたか?</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
8 回数リセットの方: 該当するかたのみ		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出生後の申請のかたは、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)の提出が必要です。</li> <li>・死産後の申請のかたは、母子健康手帳の「出産の状態」のページの写し等確認ができるものの提出が必要です。</li> </ul>		

※一部、コロナウイルスによる時限的取扱いにより例外があります。